

民 生 環 境 協 議 会 協 議 事 項

〔	日時	令和5年10月19日(木)	〕
		午前9時30分	
	場所	第三委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 非課税世帯等物価高騰対策支援給付金について
- 2 寝たきり高齢者等介護者物価高騰対策慰労金について
- 3 子ども・子育て世帯応援金の給付について
- 4 中小企業者等省エネルギー対策促進事業について

非課税世帯等物価高騰対策支援給付金について

1. 概要

物価高騰による家計への負担増を踏まえ、影響が特に大きい非課税世帯等に対し、新たに青森県物価高騰緊急対策市町村交付金を活用し、現金を給付するもの。

なお、現在、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金（以下「重点支援金」）を給付中のため、今回の給付金については、給付対象や給付方法を重点支援金に準じたものとし、より迅速に給付する。

2. 対象世帯（見込世帯数）

重点支援金と同じとし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯とする。(36,000 世帯)
ただし、10月31日までに世帯全員の異動があった世帯を除く。

- (1) 令和5年6月1日（基準日）において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（30,500 世帯）
- (2) 基準日において、世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯、または令和5年度分の住民税が均等割のみ課税及び非課税の者で構成される世帯（5,400 世帯）
- (3) 予期せず令和5年1月から9月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（100 世帯）

3. 給付額

1 世帯当たり 5 千円

4. 給付方法

基本的に重点支援金に準じる。

重点支援金の給付方法		今回(5千円)の給付方法
(1) 世帯主口座への振込	⇒	手続不要（同じ口座へ振込）約32,000世帯
(2) その他 ・代理受給など、世帯主口座以外への振込 ・窓口受取など、銀行振込以外	⇒	手続必要（これまでの給付方法と同じ） ①市から対象世帯へ確認書送付 ②対象世帯から市へ確認書返送 ③市から対象世帯へ指定方法による給付

5. スケジュール（予定）

令和5年	10月31日	重点支援金の申請・受付終了
	11月上旬	今回(5千円)の対象者・給付方法確定
	11月下旬	手続不要世帯へ「給付のお知らせ」送付 手続必要世帯へ「確認書」送付
	12月中旬	給付開始
	3月中旬	受付・給付終了

寝たきり高齢者等介護者物価高騰対策慰労金について

1. 事業目的・効果

依然として消費者物価指数が上昇を続けており、また、今後も食品の値上げが予想されていることから、寝たきり高齢者等を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、寝たきり高齢者の在宅生活の質の向上が図られるよう慰労金を支給する。

2. 事業内容

次の既存事業にそれぞれ2万円を加算する。

(既存事業)

- ・寝たきり高齢者等介護者慰労金 30,000円

対象：寝たきり又は認知症の高齢者を1年間在宅で介護している方。

- ・家族介護者慰労金 100,000円

対象：要介護4又は要介護5と認定された高齢者を介護保険サービスを利用せず1年間在宅介護している方で、介護者と被介護者共に市民税非課税世帯の方。

3. 財源

青森県物価高騰緊急対策市町村交付金

4. 事業費等

6,000,000円(20,000円×300人)

※当該交付金は、令和6年3月末までに支払いを終えたものが対象となるため、6年2月受付分(3月支払い分)までが対象。

5. 支給方法等

- ・12月支給(11月申請分)から、それぞれ2万円を加算した金額で支給。
- ・既に支給済みの方には、4月の申請までに遡ってプッシュ型で支給する。

6. 周知方法

- ・市内の居宅介護支援事業所への通知及び市ホームページに掲載。

子ども・子育て世帯応援金の給付について

1 応援金の概要

食料費や光熱水道費等の物価高騰に直面する全ての子育て世帯を支援するため、県と連携し応援金を支給するもの。

2 支給対象

0歳から18歳までの児童を養育する八戸市に居住している保護者

※ 平成17年4月2日生～令和6年2月29日生の児童が対象

※ 所得制限なし

3 支給額

児童1人当たり3万円

4 支給対象者数及び支給方法

(1) 支給対象者数 約17,000世帯、児童数 約32,000人

(2) 支給方法

① 市からの支給

【積極支給】児童手当受給世帯 約12,500世帯、児童数 約24,000人

② 県からの支給（外部委託）

【申請支給】その他の子育て世帯 約4,500世帯、児童数 約8,000人

5 支給スケジュール

① 市からの支給

令和5年11月中旬 対象世帯へ制度案内・お知らせの送付

12月上旬 支給

※ 県の応援金給付事業実施要領の発出時期や内容により支給時期が変更となる可能性あり。

② 県からの支給

今後公表される予定

6 所要額（全額県負担）

事業費 720,000千円 事務費 7,900千円

中小企業者等省エネルギー対策促進事業について

1. 事業目的

物価高騰対策として市内中小企業の省エネルギー対策を加速させるため、中小企業向け省エネルギーセミナーの開催及び省エネルギー診断の支援を行い、エネルギー価格高騰の負担軽減や脱炭素経営への転換を後押しするもの。

2. 事業概要

(1) 中小企業向け省エネルギーセミナーの開催

①方法

省エネルギー対策等に関する最新の動向に関する専門家の講演と、省エネルギー診断を実施している団体からの事例紹介等を行い、セミナー後に省エネルギー診断に関する相談会を設ける。

②事業費 850千円

(2) 省エネルギー診断の支援

①方法

省エネルギー診断を実施する団体に対して、5件程度の省エネルギー診断の実施を委託し、診断費用の9割を市が負担することにより、中小企業者等が省エネルギー診断を受ける際の費用負担を軽減する。

②事業費 1,150千円

3. 実施期間

令和6年3月まで

4. 予算措置

物価高騰緊急対策市町村交付金 1,837千円
一般財源 163千円